改訂意匠審査基準 (案)

「画像の意匠」関連部分

第IV部第1章 画像を含む意匠

1. 概要

意匠法においては、従来、物品のみを意匠法による保護の対象としていたが、令和元年の意匠法改正により、新たに画像を意匠と認め、物品から離れた画像それ自体も意匠法による保護の対象とした。

当該意匠法の改正以前は、平成18年の意匠法改正で、物品の操作の用に供される画像を物品の部分の意匠として保護の対象とするなど、伝統的に物品の部分としての画像を含む意匠として保護してきた。

したがって、令和元年の意匠法改正以降、意匠登録出願人が画像を含む意匠について意匠 登録を受ける方法には、大きく以下の2通りがある。

- (1) 画像意匠(物品から離れた画像自体)として保護を受ける方法 (以下、このような画像を「画像意匠」という。)
- (2) 物品等の部分としての画像を含む意匠として保護を受ける方法 (以下、このような画像を「物品等の部分に画像を含む意匠」という。) (以下、上記(1)及び(2)をまとめて、「画像を含む意匠」という。)

上記 (1) は、画像が表示される機器を問わないものであり、上記 (2) については、物品 と一体的に創作された画像を保護するものである。

この章では、上記(1)及び(2)の画像それぞれについて、一般的な審査基準に加え、 画像を含む意匠の審査をする上で考慮すべき事項についてまとめている。

2. 画像を含む意匠の審査における基本的な考え方

審査官は、画像を含む意匠を審査する際、基本的には、第Ⅱ部ないし第Ⅲ部に記載された 各登録要件の審査基準に従い、物品の意匠や画像の意匠と共通した審査を行う。

一方、画像を含む意匠の審査の際には、画像意匠や、物品等の部分に画像を含む意匠それ ぞれに留意しなければならないことも多い。

このため、本章では、画像を含む意匠の審査に関する基礎的な事項の他、画像を含む意匠 の審査の際にのみ適用すべき事項を中心に記載している。

本章に記載されていないその他の事項については、一般的な意匠に関して記載された審査基準の各該当箇所を参照されたい。

審査官は、画像を含む意匠の審査において、まず、意匠登録を受けようとする意匠について、 画像意匠であるか、物品等の部分に画像を含む意匠であるかを認定する。

これは、これらのいずれであるかによって、意匠法上の意匠に該当するための要件等が異なっているためである。

3. 意匠法の保護の対象となる画像

3.1 画像意匠

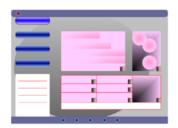
画像意匠とは、その画像を表示する物品を特定することなく、画像それ自体を意匠法による保護の客体とする意匠のことをいう。

意匠法が、意匠権という強力な独占権を付与することを誘因として開発投資を促進する以上、全ての画像を意匠法上の意匠とすることは適切ではないことから、意匠法第2条は、意匠法による保護の対象となる画像を、「機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものに限」ると定義している。

よって、審査官は、当該規定の趣旨に従い、以下の(1)又は(2)の少なくともいずれか一方に該当する画像に限り、意匠法上の意匠と判断する。

- (1)機器の操作の用に供される画像(以下、「操作画像」という。)
- (2)機器がその機能を発揮した結果として表示される画像(以下、「表示画像」という。)

<操作画像に該当する画像の例>



「商品購入用画像」 (ウェブサイトの画像)



「アイコン用画像」 (注) 操作ボタンを兼ねる場合

<表示画像に該当する画像の例>







「時刻表示画像」(壁に投影された画像)

審査官は、上記(1)及び(2)のいずれにも該当しない、機器等の機能とは関係がなく、また、機器等の付加価値を直接高めるものではない画像、例えば、映画やゲーム等のコンテンツのみからなる画像については、意匠法上の意匠と判断しない。

また、画像の意匠として出願されたものが、意匠法上の画像意匠を構成するためには、一の意匠として創作のまとまりがあり、かつ、「機器の操作の用に供される画像」又は「機器がその機能を発揮した結果として表示される画像」に該当するものでなければならない。

よって、審査官は、例えば以下の例のように、アイコンの一部のみを意匠登録出願の対象とした場合(アイコンとして出願され、その一部の部分について意匠登録を受けようとするものの場合を除く。)のように、出願されたものが、「機器の操作の用に供される画像」にも、「機器がその機能を発揮した結果として表示される画像」にも該当しない場合は、意匠法上の意匠に該当しないと判断する。





【<u>意匠に係る物品</u>】アイコンのコーナー用画像 【<u>意匠に係る物品の説明): この意匠</u>はアイコンの右 肩のコーナー部の画像であり、富士山を模したも のである。



3.2 物品等の部分に画像を含む意匠

物品等の部分に画像を含む意匠のうち、意匠法による保護の対象となるのは、物品に記録され、物品の表示部に示された、以下の(1)又は(2)の少なくともいずれか一方に該当する

画像である。

- (1) 画像を表示する物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供されるもの (以下、「物品の機能を発揮するための操作画像」という。)
- (2) 画像を表示する物品の機能を果たすために必要な表示を行うもの (以下、「物品の機能にとって必要な表示画像」という。)

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

<物品の機能を発揮するための操作画像に該当するものの例> 【画像部分拡大図】 【正面図】 音楽再生 自動 白黒 100% HU41 A4 自勁 フルカラ・ 141% 85-84 70% 84-85 HU12 A3 コピー濃度 手差し 他の倍率 [複写機] 【意匠に係る物品の説明】正面図及び表示部部 分拡大図に表された画像は、複写のための各種設 表前 定を行うものである。 【意匠の説明】実線で表した部分が意匠等を受 「音楽再生機」 けようとする部分である。 【正面図】 【表示部部分拡大図】 【正面図】 白里/カラ 倍率 用紙選択 【意匠に係る物品】音楽再生機能付き ********** 100% 自動 電子計算機 ния **А4** フルカラー コピー濃度 中 中 ウ 自動 14.1% AF-A3 14.1% 05-04 7.0% A3-A4 18.4-05 他の倍率 【意匠に係る物品の説明】正面図に表 нь 12 АЗ された画像は、選曲方法を選択す るためのものである 【意匠の説明】実線で表した部分が意 【意匠に係る物品】<u>複写機</u> 匠等を受けようとする部分である。 【意匠に係る物品の説明】正面図及び表示 部部分拡大図に表された画像は、複写 のための各種設定を行うものである。 【意匠の説明】実線で表した部分が意匠等 を受けようとする部分である。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

<物品の機能にとって必要な画像の例>



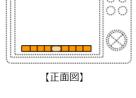


【使用状態を示す参考正面図】

「電子メトロノーム」

【意匠に係る物品の説明】正面図上部の表示部に示された画像でメトロ ノームとしての機能を発揮する電子メトロノームである。上部の表示窓 部には設定されたテンポが表示される。下方のボタンでテンポや表示の 変更が可能である。

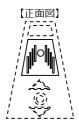
【意匠の説明】実線で表した部分が意匠等を受けようとする部分である。

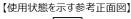


「デジタルカメラ」

【意匠に係る物品の説明】 本物品は、カメラの傾きを感知する水準器機能を 有するデジタルカメラである。 正面図中の表示部に表された図形は、撮影時に

正面図中の表示部に表された図形は、撮影時に水平状態を確認するための水準器表示である。





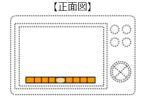




【意匠に係る物品】電子メトロノーム 【意匠に係る物品の説明】 正面図上部の表示部に示された画像でメトロ ノームとしての機能を発揮する電子メトロノームである。上部の表示窓 部には設定されたテンポが表示される。下方のボタンでテンポや表示の 変更が可能である。

【意匠の説明】実線で表した部分が意匠等を受けようとする部分である。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。



【意匠に係る物品】デジタルカメラ

【意匠に係る物品の説明】本物品は、カメラの傾きを感知する水準器機能を有するデジタルカメラである。正面図中の表示部に表された図形は、撮影時に水平状態を確認するための水準器表示である。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

審査官は、上記(1)及び(2)のいずれにも該当しない画像、例えば、映画やゲーム等のコンテンツの画像については、物品等の部分に画像を含む意匠とは判断しない。

3.3 建築物の部分としての画像を含む意匠

令和元年意匠法改正以前、建築物は意匠法の保護対象ではなかったことから、建築物の部分として画像を含む意匠についても意匠法による保護はなされていなかった。意匠法上、建築物の形態形状等の扱いに違いがないことを考慮すると、建築物の部分としての画像を含む意匠についても、建築物に記録され、建築物の表示部に示された、以下の(1)又は(2)の少なくともいずれか一方に該当する画像である。

- (1) 画像を表示する建築物の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供されるもの (以下、「建築物の機能を発揮するための操作画像」という。)
- (2) 画像を表示する建築物の機能を果たすために必要な表示を行うもの

(以下、「建築物の機能にとって必要な表示画像」という。)

審査官は、上記(1)及び(2)のいずれにも該当しない、建築物の機能を発揮するための操作の用に供されるものにも該当せず、また、建築物の機能を果たすために必要な表示を行うものにも該当しない画像、例えば、映画やゲーム等のコンテンツの画像等については、建築物の部分としての画像を含む意匠とは判断しない。

4. 画像を含む意匠の意匠登録出願における願書及び図面等の記載事項

画像意匠と、物品等の部分に画像を含む意匠とでは、願書及び図面等に記載しなければならない事項が一部異なっている。以下、それぞれについて、出願人が願書や図面等の記載上留意すべき点について示す。

審査官は、画像を含む意匠の審査において、願書及び願書に添付された図面等が、これらの 留意事項に従い記載されたことを踏まえつつ、出願された意匠の認定を行う。

審査官は、願書の記載及び願書に添付された図面等を総合的に判断しても意匠登録を受けようとする意匠を特定できない場合は、意匠が具体的でないことに基づく拒絶理由を通知する。

4.1 画像意匠の願書及び図面等

4.1.1 「意匠に係る物品」の欄の記載

画像意匠について意匠登録出願する場合は、「意匠に係る物品」の欄に、画像の具体的な用途が明確となるものを記載する。

<適切な記載の例>

情報表示用画像、コンテンツ視聴操作用画像、取引用画像、学習用画像、音量設定用画像、数値入力用画像 など・・・

<画像用の部品等である場合の適切な記載の例>

インジケーター用画像、トグルボタン用画像、スクロールバー用画像、チェックボックス用画像、ツールバー用画像、ドロップダウンリスト用画像、テキストボックス用画像、プログレスバー用画像、アイコン用画像、タブ用画像 など・・・・

なお、上記の「~用画像 |を「~用GUI |と記載した場合も適切な記載と取り扱う。

4.1.2 「意匠に係る物品の説明」の欄の記載

画像意匠について、「意匠に係る物品」の欄の記載だけでは、画像の用途を明確にすることができない場合は、「意匠に係る物品の説明」の欄に、画像の用途の理解を助けることができるような説明を記載する。

操作画像として保護を受けようとする場合であって、図面のみではどのような操作のための画像か、また、画像をどのように操作するのか、という点が明らかでない場合は、これらの点を明らかにするための説明を記載する。

表示画像として保護を受けようとする場合であって、図面のみでは機器のどのような機能を発揮した結果として表示された画像であるかが明らかでない場合は、この点を明らかにするための説明を記載する。

4.1.3 「意匠の説明」の欄の記載

「意匠の説明」の欄の記載方法については、物品の意匠の意匠登録出願の場合と同様であることから、「第Ⅲ部第1章 工業上利用することができる意匠 ●.● lを参照されたい。

なお、<mark>形態形状等</mark>が変化する画像<u>のを含む</u>意匠について、図面等の記載のみでは変化の順 序又は変化の態様が明らかでないときは、これらについての説明を「意匠の説明」の欄に記載する。

4.1.4 図面等の記載

画像意匠について保護を受けようとする場合は、画像が平面的なものである場合は【画像図】を用いて意匠登録を受けようとする画像を表す。画像が立体的なものである場合は、【画像正面図】、【画像平面図】、【画像左側面図】等【画像〇〇図】を用い、意匠登録を受けようとする画像を表す。また、画像意匠全体ではなく画像の一部について意匠登録を受けようとする場合は、意匠登録を受けようとする部分」の形態形状等、「意匠登録を受けようとする部分」の物品画像全体における位置、大きさ、範囲及び「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」の境界が明らかとなるよう表す。

なお、意匠登録を受けようとする部分の特定に必要な場合は、「意匠の説明」の欄に意匠登録を受けようとする部分を特定するための説明を加える。

<平面的な画像の出願例>

【画像図】



【意匠に係る物品】医療用測定結果表示用画像 【意匠に係る物品の説明】この画像は対象者に取り 付けた医療用測定器のデータを表示するための 画像であり、心電図、心拍数、血圧等のデータ を表示するものである。各測定値において設定 した条件に合わせ、周囲の枠の色を変化させる ことで、遠くから見た場合でも直感的に計測結 果の状況を知ることができる。

※説明の都合上、その他の願書の記載事項は省略した。

<立体的な画像の出願例>

【画像正面図】

【画像背面図】

【画像参考斜視図】

【画像左側面図】



【画像右側面図】















【意匠に係る物品】 案内用画像 【意匠に係る物品の説明】 この画

【画像展開図】





像は水族館で用いられる案内用の画像であり、選んだ文字に応じて案内を示すものである。 【画像正面図】、【画像背面図】、【画像右側面図】、【画像右側面図】、【画像右側面図】、【画像斜視図】で示したように、円柱状である。画像を展開した状態を【画像展開図】で示す。【画像参考斜視図】及び【画像参考展開図】にあいて赤色ハッチングを施した個所は透明である。

※説明の都合上、その他の願書の記載事項は省略した。

4.2 物品等の部分に画像を含む意匠の願書及び図面等

4.2.1 「意匠に係る物品」の欄の記載

物品等の部分に画像を含む意匠について意匠登録出願する場合には、その画像が表示されている物品の名称又は建築物の用途を願書の「意匠に係る物品」の欄に記載する。

具体的な記載方法については、物品の意匠又は建築物の意匠の意匠登録出願の場合と同様であることから、物品については「第II部第2章 意匠ごとの出願 \bullet . \bullet]、建築物については、「第IV部第2章 建築物の意匠 \bullet . \bullet]を参照されたい。

なお、付加機能を有する電子計算機の場合には、「〇〇機能付き電子計算機」(注)と記載する。

(注) この場合の「○○機能」は、その画像に係る機能であって、電子計算機への付加により実現される物品<u>に相当するの機能であり、例えば、「カメラ機能付き電子計算機」のように、用途及び機能が明確な一つの</u>物品の機能と同等の一の機能を記載する。

4.2.2 「意匠に係る物品の説明」の欄の記載

物品等の部分に画像を含む意匠について、「意匠に係る物品」の欄の記載だけでは、その物品等の使用の目的、使用の状態等が分からない場合は、それらの理解を助けることができるような説明を、願書の「意匠に係る物品の説明」の欄に記載する。

物品の機能を発揮するための操作画像又は建築物の機能を発揮するための操作画像として 保護を受けようとする場合であって、図面等のみではその物品又は建築物のどのような機能を発 揮できる状態にする操作のための画像か、また、画像をどのように操作するのか、という点が明らか でない場合は、これらの点を明らかにするための説明を記載する。

物品の機能にとって必要な表示画像又は建築物の機能にとって必要な表示画像として保護を受けようとする場合であって、図面等のみでは物品又は建築物のどのような用途及び機能を果たすために必要な表示を行う画像であるかが明らかでない場合、又は、画像の用途及び機能が明らかでない場合は、これらの点を明らかにするための説明を記載する。

4.2.3 「意匠の説明 」の欄の記載

「意匠の説明」の欄の記載方法については、物品の意匠の意匠登録出願の場合と同様であることから、「第Ⅲ部第1章 工業上利用することができる意匠 ◆.◆3.「意匠が具体的なものであること」」を参照されたい。

4.2.4 図面等の記載

物品等の部分に画像を含む意匠について保護を受けようとする場合は、図面には【正面図】、【平面図】、【左側面図】等を用いつつ物品又は建築物を表し、部分意匠の場合は少なくとも「意匠登録を受けようとする部分」の形態形状等、「意匠登録を受けようとする部分」の物品等の全体における位置、大きさ、範囲及び「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」の境界が明らかとなるよう表す。なお、部分意匠の意匠登録を特定するために必要な場合は、「意匠の説明の欄に意匠登録を受けようとする部分を特定するための説明を加える。

表示部を含め織物地のように平面的なものである場合は、物品を【表面図】及び【裏面図】としてもよい。

また、【画像図】又は【画像正面図】等の【画像〇〇図】は、物品を離れた画像自体を表す図として用いられることから、これらの図については物品等の部分に画像を含む意匠を表すためには用いない。

5. 一意匠一出願の要件に係る考え方

意匠法第 7 条は、意匠登録出願は一意匠ごとにしなければならないと規定しており、画像を含む意匠の意匠登録出願についても、当該要件を満たさなければならない。一般的な判断基準については、「第 II 部第 2 章 意匠ごとの出願」を参照されたい。

審査官は、意匠登録出願が、願書の記載及び願書に添付した図面等から総合的に判断した場合に、例えば以下に該当する場合は、二以上の意匠を包含し、意匠ごとにした意匠登録出願に該当しないと判断する。

- (1) 二以上の画像の用途、建築物の用途又は物品を願書の「意匠に係る物品」の欄に 並列して記載した場合
- (2) 図面等において二以上の画像を表した場合 ただし、組物の意匠の意匠登録出願である場合や、変化する画像等として一意匠と 認められる場合を除く。

ただし、審査官は、画像を含む意匠の一意匠一出願の要件の判断においては、画像の性質を踏まえ、以下の各点を考慮して判断する。

5.1 「意匠に係る物品」の欄の記載における一意匠の考え方

5.1.1 画像意匠の場合

審査官は、画像意匠の意匠登録出願において、例えば二以上の異なる画像の用途を願書の「意匠に係る物品」の欄に並列して記載したものは、二以上の意匠を包含した意匠登録出願と判断する。

ただし、審査官は、当該二以上の用途が同時に表示、使用される一の画像に係るものである場合は、それら複合的な用途を持つ画像と認定し、意匠ごとにした出願と扱う。

5.1.2 物品等の部分に画像を含む意匠の場合

審査官は、物品等の部分に画像を含む意匠であって、「意匠に係る物品」の欄に二以上の物品等を並列して記載したものは、二以上の意匠を包含した意匠登録出願と判断する。

なお、付加機能を有する電子計算機の画像を含む意匠の意匠登録出願において、二以上の 異なる付加機能を願書の「意匠に係る物品」の欄に並列して記載したものも、意匠ごとにした意 匠登録出願と認められない。ただし、当該二以上の付加機能が、同時に表示、使用される一の 画像に係るものである場合は、この限りではない。

5.2 図面等の記載における一意匠の考え方

5.1.25.2.1 意匠ごとに出願されていないものの例

審査官は、意匠登録出願が、例えば以下に該当する場合は、二以上の意匠を包含し、意匠 ごとにした意匠登録出願に該当しないと判断する。

- (1) 一の意匠登録出願の図面等に、二以上の異なる画像<u>を含む意匠</u>が<u>表さ</u>含まれている場合
- (2) 画像の部分について意匠登録を受けようとする意匠の中に、物理的に分離した二以上の 「意匠登録を受けようとする部分」が含まれている場合

<二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれているもの画像の例> 部分意匠の意匠登録出願 【画像図】 Ö 【意匠の説明】実線で描いた部分が意 匠登録を受けようとする部分である。 監視機器操作用画像 ※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。 【画像図】 分離した二以上の部分に形状等の一体性、機能的一体性のいず れも認められないため、意匠ごとにした出願とは認められない Ò Ū 【意匠に係る物品】監視機器制御用画像 【意匠に係る物品の説明】画像左の縦長長方形部分は、煙センサ、炎セ ンサ等の作動状態を示すものであり、右下に5つ並んだ横長長方形 部分は監視カメラのリアルタイム映像が流れており、画像を選択すると 右情報に大きく表示される 【意匠の説明】実線で描いた部分が意匠登録を受けようとする部分である。 ※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

5.2.25.2.1.3 図面等に、二以上の異なる画像<u>を含む意匠</u>が含まれ表されている場合の一意 匠の判断における考え方

図面等に、二以上の異なる画像を含む意匠が表されている場合の一意匠の判断は、一般的な判断手法を記載した、第 II 部第 2 章「意匠ごとの出願」 2.1「二以上の物品を表したものであるか否かの判断」における(1)「二以上の物品等に該当するか否かの判断における考え方」の①及び②に準じて判断を行う。

5.2.35.2.1.3 一意匠と取り扱うものの例、分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」

審査官は、以下のいずれかに該当する場合は、物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれているものであっても、一意匠と取り扱う。

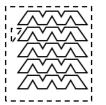
(1) 形態形状等の的な一体性が認められる場合

分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」であっても、対称となる図形から構

成される場合や、一組となる図形から構成される場合のように、関連性をもって創作されるものは、形状等の形態的な一体性が認められる。

<形状等の形態的な一体性が認められるものの例>

部分意匠の意匠登録出願 【画像図】



【意匠に係る物品の説明】意匠登録を受けようとする部分として上下に 5 段並んだボタンは、それぞれ異なる機能を呼び出すためのものである。 【意匠の説明】実線で描いた部分が意匠登録を受けようとする部分である。

機能選択用画像

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【画像図】



【意匠に係る物品】機能制御用画像

【意匠に係る物品の説明】意匠登録を 受けようとする部分として上下に 5 段並んだボタンは、それぞれ異なる 機能を呼び出すためのものである。 【意匠の説明】実線で描いた部分が意 匠登録を受けようとする部分である。

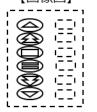
※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

(2)機能的な一体性が認められる場合

物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」であっても、全体として一つの機能を果たすために一体的に創作される関係にあるものは、機能的な一体性が認められる。

<機能的な一体性が認められるものの例>

部分意匠の意匠登録出願 【画像図】

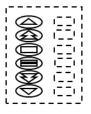


【意匠の説明】実線で描いた部分が意 匠登録を受けようとする部分である。

映像操作用画像

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【画像図】



【<u>意匠に係る物品】映像制御用画像</u> 【意匠の説明】実線で描いた部分が意 匠登録を受けようとする部分である。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

5.2.4 5.2.21.4 画像が変化する場合画像

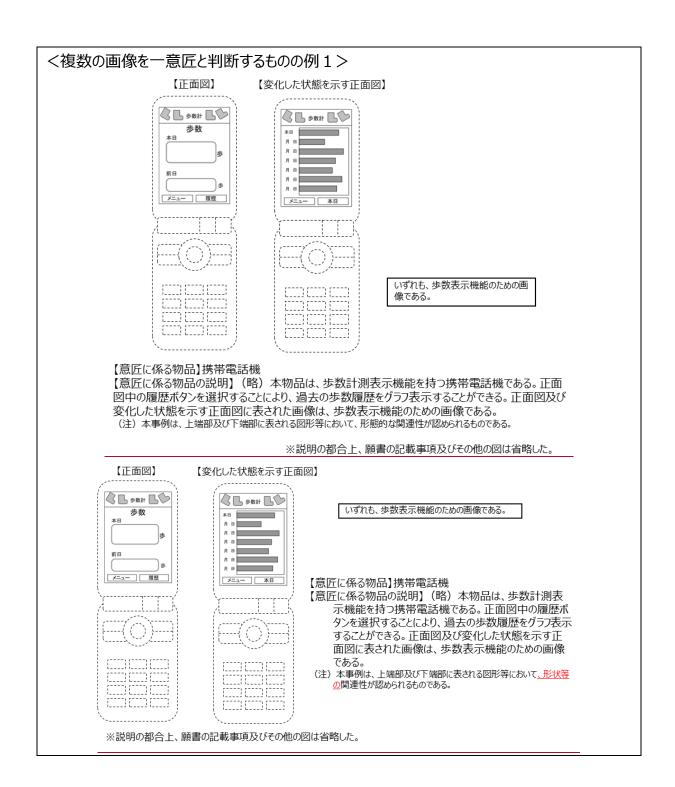
一つの出願に複数の画像が表されている場合であっても、「意匠に係る物品の説明」等の願書の記載及び願書に添付された図面等の内容から、以下のいずれの要件も満たすものであると認められる場合には、審査官は、これら複数の画像を含んだ状態で一つの意匠と取り扱う。

- (1) 同一の機能のためのものであること (→5.2.4.1)
- (2) 形態的な形状等の関連性があること (→5.2.4.2)

例えば、複数の図を用い画像が連続的に切り替わる様子が表されている場合(いわゆるアニメーション効果を示すことを意図したものと認められる場合を含む。)、それら複数の画像のうち、上記のいずれにも該当する画像については、変化の前後を示す図とし、一つの意匠として取り扱う。

5.2.4.15.1.2.21.4.1. 同一の機能のためのものであること

複数の画像を含んだ状態で一意匠と認められるためには、「意匠に係る物品の説明」等の願書の記載及び願書に添付された図面の内容から、複数の画像が、同一の機能ための画像であると認められなければならない。



審査官は、一の機能のために複数の連続する入力指示(選択指示)を行う必要がある場合等、操作の連続性が認められる場合には、これらの入力指示(選択指示)と対応して連続的に変化する一連の画像は、同一機能のための画像と判断する。

例えば、銀行のATMにおける振込機能のように、初期メニュー画面の対応アイコンから、取引銀行入力、振込宛先入力、振込金額入力、送金に至るまで、それぞれ個別の画像ごとでも、これらすべてを含む振込機能全体の遷移画面としてでも、同一機能のための画像と認められる。

<複数の画像を一意匠と判断するものの例2>

【画像図】 いらっしゃいませ ご希望のお取引を押してください。 取消 お引き出し お預入れ お振り込み 残高照会

【変化後を示す画像図2】

▶ お振り込み先の金融機関を押してください



ご希望のお振り込み方法を押してください。 現 金

【変化後を示す画像図1】

【変化後を示す画像図3】



【意匠に係る物品】銀行取引用画像

【意匠に係る物品の説明】画像図及び変化後を示す画像図1~4に表された画像は、振 込先の設定や振込金額の入力操作に用いる。

(注) 本事例は背景等において形態的な関連性が認められるものである。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【意匠に係る物品】銀行取引用画像

【意匠に係る物品の説明】画像図及び変化後を示す画像 図1~4に表された画像は、振込先の設定や振込 金額の入力操作に用いる。

(注) 本事例は背景等において形状等の関連性が認められるもの である。

5.2.4.25.2.2.21.4.2. 形状等の形態的な関連性があること

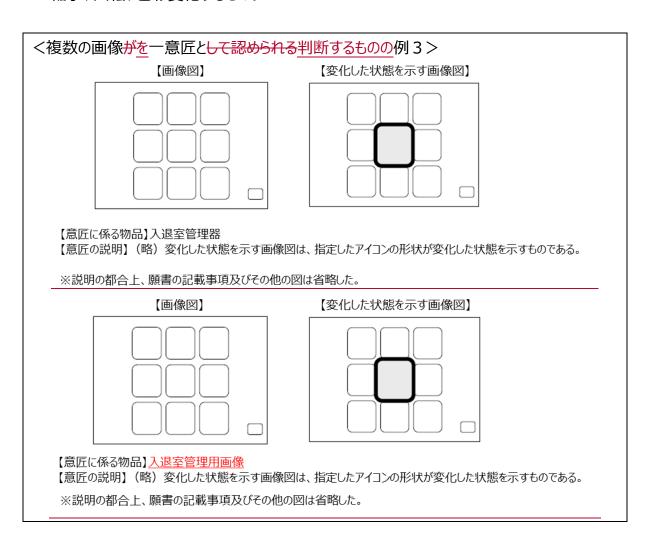
複数の画像を含んだ状態で一意匠と認められるためには、変化の前後の画像について、図形 等の共通性による<mark>形態的な形状等</mark>の関連性が認められなければならない。

三以上の画像を含む意匠の場合は、<mark>形態的形状等の</mark>関連性の有無の判断は、直前直後の 画像について行う。

画像の一部について意匠登録を受けようとする部分とする意匠登録出願については、意匠登録を受けようとする部分について、変化の前後の画像に、図形等の共通性による形態的形状等の関連性が認められなければならない。

(1) 図形等の移動等

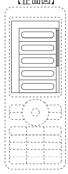
図形等が、それ自体はほとんど形状変化を伴わずに、画像内で、連続的に移動、拡大、 縮小、回転、色彩変化するもの。

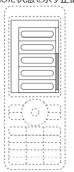


く複数の画像がを一意匠として認められる判断するものの例4>

【正面図】

【変化した状態を示す正面図】





【意匠に係る物品】携帯電話機

【意匠に係る物品の説明】(略)正面図及び変化した状態を示す正面図に表された画像は、通話機能を発揮できる状態にするために、住所録から通話先を選択する操作のための画像である。画像部の右端のスクロールバー部分は上下に動くものである。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

く複数の画像がを一意匠として認められる判断するものの例 6 5>

【画像図】

【変化後を示す画像図】





【意匠に係る物品】音楽再生操作用画像

【意匠に係る物品の説明】画像図及び変化後を示す画像図に表された画像は、携帯電話機の音楽再生機能を選択するために用いる。それぞれの操作用図形等が指定されると、当該操作用図形等の説明も連動して変化する。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【画像図】

音楽再生

【変化後を示す画像図】



【意匠に係る物品】音楽再生制御用画像

【意匠に係る物品の説明】画像図及び変化後を示す画像図に表された画像は、携帯電話機の音楽再生機能を選択するために用いる。それぞれの操作用図形等が指定されると、当該操作用図形等の説明も連動して変化する。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

(2) 同一の図形等の増減

同一の図形等が、画像内で連続的に増減(現出、消失)するもの。

<複数の画像がを一意匠として認められる判断するものの例フ6>

【画像図】



【変化後を示す画像図】



【意匠に係る物品】音楽再生操作用画像

【意匠に係る物品の説明】(略)表示部拡大図及び変化後を示す表示部拡大図に表された画像は、音量調節に用いられる。音量調節ダイヤルの操作に連動して、レベルゲージが変化し、現在の音量レベルを表示する。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【画像図】



【変化後を示す画像図】



【意匠に係る物品】音量制御用画像

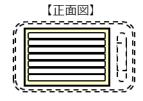
【意匠に係る物品の説明】(略)表示部拡大図及び変化後を示す表示部拡大図に表された画像は、音量調節に用いられる。音量調節ダイヤルの操作に連動して、レベルゲージが変化し、現在の音量レベルを表示する。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

(3)画像内のレイアウト変更

機器の使用状態に応じて図形等の配置の向きや縦横比を変更するもの。図形等が、それ自体はほとんど形状変化を伴わずに、画像内で配置を変更するもの。

<複数の画像がを一意匠として認められる判断するものの例87>

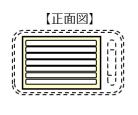


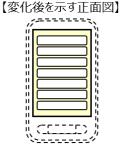


【意匠に係る物品】携帯情報端末機

【意匠に係る物品の説明】(略)正面図に表された画像は、本物品の有する複数の機能の中から特定の機能を選択するメニュー画面である。本物品を90度回転させると、変化後を示す正面図に表された画像のように、物品の向きに応じた方向に各アイコンの配置が変更される。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。





【意匠に係る物品】携帯情報端末機 【意匠に係る物品の説明】(略)正面図に表された画像は、本物品の有する複数の機能の中から特定の機能を選択するメニュー画面である。本物品を90度回転させると、変化後を示す正面図に表された画像のように、物品の向きに応じた<u>方向に表示が</u>変化する。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

(4) 画像又は図形等自体の漸次的な変化

遷移前の画像の一部を残しつつ新たな画像が漸次的に現れ、最終的に新たな画像に遷移するもの。変化の最初と最後では図形等の<mark>形態形状等</mark>が異なるものの、その変化途中の画像の開示によって、当該図形等が漸次的に変化すると認められるもの。

く複数の画像がを一意匠として認められる判断するものの例 9.8>

【画像図】

【変化後を示す画像図1】【変化後を示す画像図2】







【変化後を示す画像図3】【変化後を示す画像図4】





【意匠に係る物品】機能選択用画像

【意匠に係る物品の説明】(略)表示部に表された画像は、本物品の有する複数の機能の中から特定の機能を選択するメニュー画面である。変化後を示す画像図4に表された画像は、音楽再生機能のための画像で、再生するアルバムを選択する操作を行う。変化後を示す画像図2から変化後を示す画像図4は、画像に表されたメニュー画面の中から、音楽再生用アイコンを選択した際の画像の変化を表したものであり、メニュー画面の右下からページをめくるようにアルバム選択画面があらわれる。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

(5) 共通モチーフの連続的使用

画像のヘッダー部分や背景に同一の図形等からなる共通のモチーフが連続的に使用されているもの。

<複数の画像がを一意匠として認められる判断するものの例 109>

【画像図】

【変化後を示す画像図1】【変化後を示す画像図2】【変化後を示す画像図3】









【意匠に係る物品】機能選択用画像

【意匠に係る物品の説明】(略)画像図に表された画像は、本物品の有する複数の機能の中から特定 の機能を選択するメニュー画面である。画像中のアイコンを選択することにより、音楽再生機能のための画 像へ遷移し、再生する音楽を選択する操作を順次行う。変化後を示す画像図3は、選択した音楽の再 牛進行状況を表示する画像である

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【画像図】

【変化後を示す画像図1】【変化後を示す画像図2】【変化後を示す画像図3】









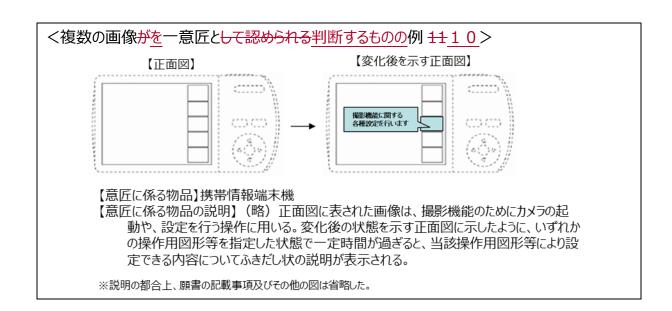
【意匠に係る物品】機能選択用画像

【意匠に係る物品の説明】(略)画像図に表された画像は、内在する複数の機能の中から特定の機能 を選択するメニュー画面である。画像中のアイコンを選択することにより、音楽再生機能のための画 像へ遷移し、再生する音楽を選択する操作を順次行う。変化後を示す画像図3は、選択した音 楽の再生進行状況を表示する画像である

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

(6) 追加的な図形等の展開

操作に連動して、画像内に新たな図形等が出現又は消失するもの。(例えば、プルダウン メニュー、サブメニュー、サブウインドウの展開、アイコン等に関連したポップアップ表示の現出又 は消失。)



5.1.42.3 一意匠と取り扱わないものの例

物品の異なる機能のための複数の画像や、<u>形状等の</u>形態的な関連性の認められない複数の 画像については、これら複数の画像を含んだ状態で一つ一の意匠とは認められない。

一意匠とは認められない複数の画像を含む意匠に対しては、意匠法第7条の要件を満たさないものと認められる。なお、一意匠として認められない画像を表す図のうち、意匠の理解を助けるために用いることのできるものについては、参考図とすることが認められる。

(1) 物品の異なる機能のための複数の画像

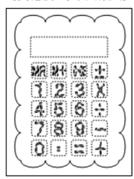
物品の異なる機能のための複数の画像を含む意匠は、一意匠とは認められない。

<異なる機能のためのものであることから、複数の画像が一意匠として認められない例1>

【画像図】



【変化後を示す画像図】



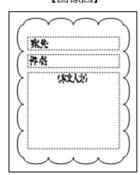
【意匠に係る物品】携帯電話機

【意匠に係る物品の説明】(略) この画像は、メール作成のための入力操作に用いる。変化後を示す画像図に表された画像は、電卓機能のために用いられる画像で、ボタンを選択することにより計算を行う。

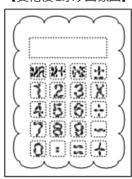
変化前の画像は、メール機能のための画像であるのに対し、変化後の画像は電 卓機能のための画像であって、物品の同一機能のための画像とは認められない。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【画像図】



【変化後を示す画像図】



【意匠に係る物品】携帯電話機制御用画像

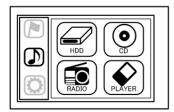
【意匠に係る物品の説明】(略) この画像は、メール作成のための入力操作に用いる。変化後を示す画像図に表された画像は、電卓機能のために用いられる画像で、ボタンを選択することにより計算を行う。

変化前の画像は、メール機能のための画像であるのに対し、変化後の画像は電卓機能のための画像であって、物品の同一機能のための画像とは認められない。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

<異なる機能のため<u>のものであることから</u>、複数の画像が一意匠として認められない例2>

【画像図】



【変化後を示す画像図】



【意匠に係る物品】経路誘導表示用画像

【意匠に係る物品の説明】(略)画像図に表された画像は、再生する音楽の音源を選択する操作を行うものである。左側のメニュー部の旗のアイコンを選択することにより、変化後を示す画像図に表された画像のように、経路誘導のための行き先設定の画像へ変化する。

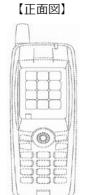
変化前の画像は、音楽再生機能のための画像であるのに対し、変化後の画像は経路誘導機能のための画像であって、物品の同一機能のための画像とは認められない。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

(2) 形態的な形状等の関連性がない複数の画像

変化の前後の画像の図形等に共通性がない(又は共通性が極めて小さい)場合等、変化の前後の画像の形態形状等にまとまりがない場合には、形態的形状等の関連性が認められず、一意匠とは認められない。

>



【変化後を示す正面図】



【意匠に係る物品】携帯電話機

【意匠に係る物品の説明】(略)正面図及び変化後を示す正面図に表された画像は、 通話先の選択方法を選択するための操作に用いる。正面図の右の列の最も下の ボタンを押すと、変化後を示す正面図に示すようにリスト表示に切り替わる。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

<<mark>形状等の形態的な</mark>関連性がなくないことから、複数の画像が一意匠として認められない例2

【表示部部分拡大図】

>



【変化した状態の表示部部分拡大図】



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【意匠に係る物品】複写機

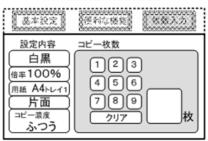
【意匠に係る物品の説明】(略)正面図及び表示部部分拡大図、変化した状態の表示部部分拡大図に表された画像は、複写のための各種設定を行うものである。

意匠登録を受けようとする部分について、変化前後の画像に共通する要素がなく、まとまりに欠け、形態的関連性が認められない。

【画像図】



【変化後を示す画像図】



【意匠に係る物品】複写機能制御用画像

【意匠に係る物品の説明】(略) <u>画像図及び変化した状態の画像図</u>に表された 画像は、複写のための各種設定を行うものである。

意匠登録を受けようとする部分について、変化前後の画像に共通する要素がなく、まとまりに欠け、形状等の関連性が認められない。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

5.3 画像を含む意匠に関する一意匠一出願の例外

意匠法では、意匠ごとに出願することが原則であるが、5.1 ないし 5.32 に基づき判断しても意匠ごとにした出願とは認められない場合であっても、(1)組物の意匠(第●部参照)又は(2)内装の意匠(第●部参照)の要件を満たす場合は、組物の意匠又は内装の意匠として一の意匠と認められる。

6. 画像を含む意匠の登録要件

画像を含む意匠として意匠登録出願されたものが意匠登録を受けるためには、意匠法に定められた登録されるための全ての要件を満たさなければならない。基本的には一般的な登録要件の審査と同様に行うが(第●部第●章~第●部第●章参照)、以下、意匠法上の主な登録要件において、画像を含む意匠の出願について特に留意すべき点について示す。

- (1) 工業上利用することができる意匠であること
- (2) 新規性を有すること
- (3) 創作非容易性を有すること(容易に創作できたものでないこと)
- (4) 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠ではないこと

6.1 工業上利用することができる意匠であること

審査官が、画像を含む意匠として意匠登録出願されたものが工業上利用することができる意匠であるかどうかを判断する場合に留意すべき点について、以下、画像意匠、物品等の部分に画像を含む意匠それぞれについて示す。

6.1.1 工業上利用することができる画像意匠であること

画像意匠が工業上利用することができるものであると認められるためには、以下を満たさなければならない。

- (1) 意匠法上の画像と認められるものであること (→6.1.1.1)
- (2) 「機器の操作の用に供されるもの」又は「機器がその機能を発揮した結果として表示されるもの」であること画像の用途が記載されていること(→6.1.1.2)
- (3) 画像の用途が記載されていること 「機器の操作の用に供されるもの」又は「機器がその機能を発揮した結果として表示されるもの」であること (→6.1.1.3)
- (4) 意匠が具体的なものであること (→6.1.1.4)

6.1.1.1 意匠法上の画像と認められるものであること

意匠法上、画像意匠は物品等から離れた画像自体として保護される。すなわち、願書の記載及び願書に添付された図面を総合的に判断したときに、物品若しくは建築物又はそれらの部分と認められるものは画像意匠とは認められない。

画像は立体的なものを含み得るが、物品等から離れた物理的な形状を有さないものであるので、物理的な形状等を前提とする、見本又はひな形で提出された場合や、物理的な材質につい

て説明が記載されている場合は、工業上利用できる画像の意匠とは認められず、その内容に応じて、物品の意匠又は建築物の意匠として工業上利用できるものか否かの判断を行う。

なお、画像は物品等から離れたものであるので、意匠登録出願上どのような表示方法であるかを特定する必要はなく、願書に添付した図面においては画像として視覚を通じ美感を起こさせるものそれ自体を表す。表示器とともに画像が示されている場合は、物品の一部としての画像を含む意匠(4.1.2 参照)として審査を進める。

6.1.1.2「機器の操作の用に供される画像」又は「機器がその機能を発揮した結果として表示される画像」であること

意匠法においては、全ての画像を保護するのではなく、その保護対象を「機器の操作の用に供される画像」又は「機器がその機能を発揮した結果として表示される画像」に限っている。画像意匠は少なくともこのいずれかに該当する必要があり、「機器の操作の用に供される画像」と「機器がその機能を発揮した結果として表示される画像」のいずれにも該当する画像についても、この要件を満たすものと判断する。これらのいずれにも該当しない画像は、意匠法にいう意匠に該当しない。

「機器の操作の用に供される画像」とは、対象の機器が機能にしたがって働く状態にするための指示を与える画像であり、特段の事情がない限り、画像の中に何らかの機器の操作に使用される図形等が選択又は指定可能に表示されるものをいう。画像意匠は物品から離れたものであるので、ここでいう機器が特定されている必要はなく、操作対象となる用途や機能(例えば、写真撮影用画像)が特定されている場合でも本要件を満たしているものと認められる。

「機器がその機能を発揮した結果として表示される画像」とは、何らかの機器の機能と関わりのある表示画像であり、画像の中に機器の何らかの機能と関わりのある表示を含むものをいう。また、 装飾は機能に当たらないことから、専ら装飾を目的とする画像は機器がその機能を発揮した結果表示される画像とは認められない。

6.1.1.3 画像の用途が記載されていること

意匠法第6条では、意匠登録を受けようとする者は、願書に画像の用途を記載しなければならない旨が規定されている。また、願書の【意匠に係る物品】の欄には画像の用途を記載する(43.1.1(1)参照)。

この画像の用途は必ずしも子細な記載をしなければならないというわけではなく、「数値入力用画像」、「時刻表示用画像」等の画像の機能を記載する場合のように、具体的な用途が理解できる程度に記載されていれば、いずれも認められる。

工業上利用可能な意匠であるかの判断の際には、願書の「意匠に係る物品」の欄の記載のみならず、願書の他の記載や願書に添付された図面も総合的に判断し、画像の用途が記載されて

いるか否かを判断する。このため、審査官は、例えば、「意匠に係る物品」の欄に「GUI」と記載した場合であっても、願書の「意匠に係る物品の説明」の欄の記載や願書に添付された図面の内容等から、画像の用途が理解できる場合は、工業上利用することができる意匠と判断する。

他方、単に「画像」としか記載せず、さらに、その他の説明もなく、図面からも画像の用途が判断できない場合等、願書と願書に添付された図面の記載を総合的に判断しても画像の用途が不明である場合は、審査官は、工業上利用することができる意匠に該当しないと判断する。

6.1.1.4 意匠が具体的なものであること

意匠として保護されるのは、願書の記載及び願書に添付した図面等を通じて把握される無体の財産としての美的創作であるので、願書の記載及び願書に添付した図面等から、出願された意匠の内容について、具体的に導き出すことができればよく、願書に添付した図面等についてみれば、意匠の創作の内容を特定する上で必要なものが含まれていれば十分である。

意匠登録出願に係る画像意匠が具体的なものと認められるためには、画像意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等から、6.1.1.1~6.1.1.3 に記載した内容に加え、画像意匠の形態形状等及び意匠登録を受けようとする部分の(画像全体に対する)位置、大きさ範囲の具体的な内容が直接的に導き出されなければならない。

願書又は願書に添付した図面等に、以下のような記載不備を有しており、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、具体的な一の意匠の内容を直接的に導き出せないときは、意匠が具体的なものとは認められない。

- ①画像意匠全体が表されていない場合
- ②画像の中に不鮮明な部分を含む場合
- ③願書の記載と願書に添付された図面との間で矛盾がある場合 (願書で黄色と記載した範囲が、図面では青色である場合等)
- ④画像意匠に意匠登録を受けようとする部分とその他の部分が含まれる場合に、意匠登録 を受けようとする部分の図形、位置、大きさ、範囲が特定されない場合
- ⑤画像意匠の出願の中に複数の図が含まれている場合に、それらの図の画像が異なっており、かつ、変化する画像としても、変化の順序、変化の態様が明らかでない場合

6.1.2 工業上利用することができる、物品等の一部に画像を含む意匠であること

物品等の部分に画像を含む意匠が工業上利用することができるものであると認められるためには、以下の各要件を全て満たさなければならない。

- (1) 物品等が意匠法の保護対象であること (→6.1.2.1)
- (2) 画像が物品等に記録され、物品等の表示部に表れていること (→6.1.2.2)
- (3) 画像が「物品の機能を発揮するための操作の画像」又は「物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像」であること (→6.1.2.3)
- (4) 意匠が具体的なものであること (→6.1.2.4)

6.1.2.1 物品等が意匠法の保護対象であること

物品等の部分に画像を含む意匠と認められるためには、(画像の表示された)物品等自体が意匠法の保護対象でなければならない。なお、願書の【意匠に係る物品】の欄には画像ではなく物品の名称又は建築物の用途を記載する(43.21.12 (1)参照)

6.1.2.2 画像が物品等に記録され、物品等の表示部に表れていること

物品又は建築物の意匠は、形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であることから、物品等の部分として画像が認められるためには、画像がその物品等を構成するもの、すなわち、その物品等に記録された画像であり、かつ、その物品等の表示部に表示されているものである必要がある。したがって、テレビ番組の画像、インターネットの画像、他の物品からの信号による画像を表示したものなど物品の外部からの信号による画像を表示したもの、意匠登録を受けようとする物品等に接続された別の物品等に記録された画像を表示したものは、その物品等の一部としての画像とは認められない。

6.1.2.3 画像が「物品等の機能を発揮するための操作の画像」又は「物品等の機能を果たすために必要な表示を行う画像 | であること

表示部に表示される画像が物品等の一部として認められるためには、画像が「物品等の機能を発揮するための操作の画像」又は「物品等の機能を果たすために必要な表示を行う画像」であることを要する。少なくともこのいずれかに該当する必要があり、「物品等の機能を発揮するための操作の画像」と「物品等の機能を果たすために必要な表示を行う画像」のいずれも満たす画像についても、この要件を満たすものと判断する。

表示部に表示される画像が、「物品等の機能を発揮するための操作の画像」と認められるためには、まず、「物品等の機能を発揮するための画像」、すなわち当該物品の機能を働かせることが可能となっている状態(例えば、切符販売機であれば切符の発券ができる状態、光ディスク記録再生機の「映像再生機能」であればコンテンツの視聴を開始できる状態、及び、現金自動預入支払機の「振込機能」であれば振込の処理が開始できる状態等)であり、また、「操作の画像」、

すなわち、物品等がその機能にしたがって働く状態にするための指示を与える画像であり、特段の事情がない限り、画像の中に何らかの機器の操作に使用される図形等が選択又は指定可能に表示されている必要がある。

なお、ここでいう「操作」については、操作の用に供されるものであることが画像全体について認定できれば足りるものであり、画像に含まれる操作用図形それぞれについてまで詳細に認定することを要さない。

また、当該物品がその機能にしたがって働いている状態(例えば、携帯電話機については通話中やメールの送信中、磁気ディスクレコーダーについては再生中や録画中の状態等)で表示される画像は、「物品等の機能を発揮するための操作の画像」とは認められない。

複数の段階を経て物品等の機能を発揮できる状態にする画像については、そのいずれの段階 も機能を発揮できる状態にするためのものと認められるものであるから、当該画像が操作の用に供 されるものであれば、「物品等の機能を発揮するための操作の画像」となり得る。

また、複数の機能を備え持つ物品等においては、そのうちの一の機能について機能を発揮した 状態で用いられる操作画像であっても、それが別の機能を発揮できる状態にするための操作のた めの図形等を含む画像である場合は、その別の「物品等の機能を発揮するための操作の画像」と 認められる。

表示部に表示される画像が、「物品等の機能を果たすために必要な表示を行う画像」と認められるためには、当該画像が、その物品等の機能を果たすために必要な表示を行う画像でなければならない。

物品等の「機能」とは、当該物品等から一般的に想定できる機能を意味する。例えば「置時計」であれば、時刻を表示する機能が物品の「機能」であり、この機能を果たすために必要な表示である時刻表示画像が「物品等の機能を果たすために必要な表示を行う画像」と認められる。複数の機能を物品等自体が備え持つ物品等は、それぞれの機能が物品の「機能」であるといえ、例えば防犯機能及び太陽光発電付き家屋であれば、防犯管理機能、発電機能等が建築物の「機能」といえ、例えば「防犯機能作業状況表示画像」が「物品等の機能を果たすために必要な表示を行う画像」と認められる。

なお、意匠登録を受けようとする意匠の意匠に係る物品等が一般的に想定できない機能を有している場合は、願書の「意匠に係る物品の説明」の欄の記載でどのような機能を有しているかを示すことで、その機能を果たすために必要な表示を行う画像についても保護を受けることができる。

6.1.2.4 意匠が具体的なものであること

意匠として保護されるのは、願書の記載及び願書に添付した図面等を通じて把握される無体

の財産としての美的創作であるので、願書の記載及び願書に添付した図面等から、出願された 意匠の内容について、具体的に導き出すことができればよく、願書に添付した図面等についてみれ ば、意匠の創作の内容を特定する上で必要なものが含まれていれば十分である。

意匠登録出願に係る画像意匠が具体的なものと認められるためには、出願された物品等の属する分野における通常の知識に基づいて、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等から、6.1.2.1~6.1.2.3 に記載した内容に加え、物品の部分に画像を含む意匠の形態形状等及び意匠登録を受けようとする部分の(画像全体に対する)位置、大きさ範囲の具体的な内容が直接的に導き出されなければならない。

願書又は願書に添付した図面等に、以下のような記載不備を有しており、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、具体的な一の意匠の内容を直接的に導き出せないときは、意匠が具体的なものとは認められない。

- ①意匠に係る物品又は画像の具体的な用途及び機能が明らかでない場合
- ②画像全体の形態が表されていない場合
- ③意匠に係る物品全体の形態形状等が表されていない場合
- ④図面に不鮮明な個所があり、物品の形態形状等又は画像が明確に表されていない場合
- ⑤願書の記載と願書に添付された図面との間で矛盾がある場合 (願書に記載した物品と図面が一致しない場合等)
- ⑥物品のうち画像の表示部が明らかでない場合又は意匠登録を受けようとする物品以外に画像が表示されている場合
- ⑦「画像」が変化する場合に、変化の順序、変化の態様が明らかでない場合

6.1.3 画像意匠及び物品の一部としての画像を含む意匠の「画像」とは認められない画像

テレビ番組の画像、映画、販売されるゲームソフトを作動させることにより表示されるゲームの画像など、機器とは独立した、画像又は映像の内容自体を表現の中心として創作される画像又は映像は、画像が関連する機器等の機能とは関係がなく、また、機器等の付加価値を直接高めるものではないことから、機器の操作の用に供される画像とも物品等の機能を発揮した結果として表示される画像とも認められず、意匠を構成しない。

また、平成18年の意匠法改正で、物品の操作の用に供される画像については、物品の表示部に表示される場合だけでなく、「これと一体として用いられる物品に表示される画像」についても当該物品の部分として認めた。例えば、テレビモニターに表示される磁気ディスクレコーダーの操作画像などがこれに該当する。

令和元年法改正では、「これと一体として用いられる物品に表示される画像」が物品の部分として認められる旨の規定が削除された。このため、「これと一体として用いられる物品に表示される

画像」については、物品の一部としての画像とは認められなくなり、このような出願がなされた場合は、物品の意匠と画像の意匠について出願したものと扱う。なお、当該操作画像は、画像意匠として保護を受けることが可能であり、また、本体と画像の両方に形態的な関連性があり、いずれも意匠登録を受けようとする部分が含まれていれば、物品と画像からなる組物の意匠として保護を受けることが可能である。

6.1.4 コンテンツ表示部分を含む画像の扱い

テレビ番組の画像、映画、ゲームソフトを作動させることにより表示されるゲームの画像、風景 写真など、機器とは独立した、画像又は映像の内容自体を表現の中心として創作される画像又 は映像(注)は、画像が関連する機器等の機能とは関係がなく、また、機器等の付加価値を直 接高めるものではないことから、機器の操作の用に供される画像とも物品等の機能を発揮した結 果として表示される画像とも認められず、意匠を構成しない。このため、これら画像のみからなる画 像については、画像意匠として工業上利用できる意匠とは認められず、物品の一部としての画像 とも認められない。

一方、コンテンツ表示部分を含む画像も存在しており、このような場合に画像全体として画像を含む意匠として認められるための要件(●.●、●、●.●及び●.●参照)を満たすのであれば、 当該画像全体について意匠法の保護対象となる。

このような画像については、図面中にコンテンツが表示された状態で意匠が開示されることもあり得る。その際、①コンテンツ表示部について願書の説明がある場合、②参考図等でコンテンツ表示部が示されている場合又は、③「映像再生用画像」の映像が表示される部分に図形が示されている場合等、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、コンテンツ表示と明確に判断できる部分があり、表示されたコンテンツが公序良俗に反するものや他人の業務と混同を生じさせるもののようなもの(意匠法第5条)に該当しないのであれば、削除を求めず、当該コンテンツが表示されたままでも工業上利用可能な意匠と判断する。ただし、コンテンツ表示部に表示されている内容は意匠を構成しないものと取り扱い、類否判断や創作非容易性の判断においては考慮しない。

他方、コンテンツ表示部か否かが不明な場合は、原則意匠を構成する模様と扱い、意匠が具体的に認定できない場合は意匠が具体的でないと判断する。

(注)スマートフォンのカメラ機能等を使って撮像した対象物等もこれに準じるものとして扱う。

6.2 新規性を有すること

審査官は、新規性要件について規定する意匠法第 3 条第1項各号の規定の適用について

は、出願された画像を含む意匠が公知の意匠のいずれかと同一であるか否か、又は公知の意匠に類似する意匠に該当するか否かを判断(以下、この判断を「類否判断」という。) することにより行う。

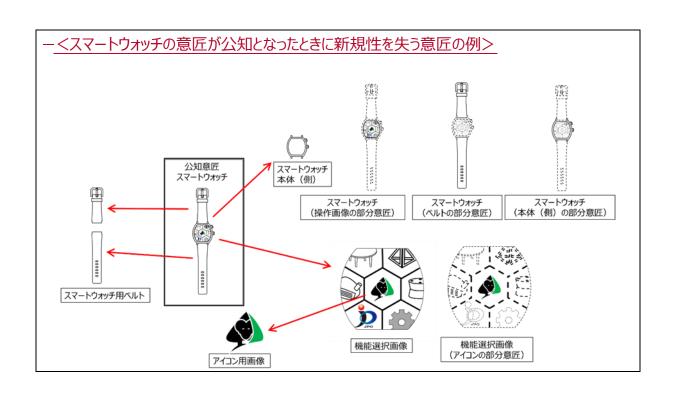
新規性要件に関する一般的な判断基準については、「第Ⅲ部第2章 新規性」を参照されたい。加えて、画像を含む意匠について類否判断を行う場合に、審査官が、特に留意すべき点を以下に記載する。

6.2.1 公知資料に掲載された物品の表示部に画像が示されている場合の扱い

新規性及び創作非容易性の判断の基礎となる意匠には、意匠法第3条第1項第1号及び第2号に規定される、公然知られた意匠、頒布された刊行物に記載された意匠及び電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠が挙げられるが、これらの意匠において、物品の表示部に画像が示されている場合、当該物品の部分として画像を含む意匠として新規性及び創作非容易性の判断の基礎となる資料として取り扱うのに加え、当該表示部に示された画像を画像意匠として新規性及び創作非容易性の判断の基礎となる資料として取り扱う。

さらに、新規性の判断をする場合は、物品や画像の中で分離して識別可能な部品等がある場合は、当該部品についても公知意匠となったものとして扱い(一部が物品全体において内部に隠れている場合は外部に表れた部分意匠として扱う)、各部分について、物品や画像の中で示された位置、大きさ、範囲となる部分意匠もそれぞれ公知意匠となったものとして扱う。

例えば、以下のように、実際に公開されている公知意匠が操作画像の表示されたスマートウォッチである場合、公知意匠となり新規性を喪失する意匠には、スマートウォッチの意匠だけではなく、部品として認識可能なスマートウォッチ用ベルト、スマートウォッチ本体のような部品の意匠や、操作画像の意匠、操作画像の中で認識可能なアイコン用画像の意匠、さらに、スマートウォッチや操作画像の部分意匠として考えられるものも含まれる。



6.2.2 画像を含む意匠の類否判断手法

審査官は、画像を含む意匠の類否判断を行うにあたり、画像意匠、物品等の部分に画像を含む意匠のいずれの場合においても、対比する両意匠が以下の(1)ないし(3)の全ての要件に該当する場合に、両意匠は類似すると判断する。

- (1) 両意匠の意匠全体の用途及び機能が同一又は類似であること
- (2) 両意匠の画像の用途及び機能が同一又は類似であること
- (3) 両意匠の形態形状等が同一又は類似であること

6.3.3.1 両意匠の意匠全体の用途及び機能が同一又は類似であること

審査官は、画像を含む意匠の類否判断を行う際、まず、「意匠に係る物品」の欄に記載された物品、画像の用途又は建築物の用途を踏まえつつ、当該物品等の使用の目的、使用の状態等に基づいて、両意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能を認定する。画像を含む意匠の場合は、意匠に係る物品等の用途及び機能の類否に加え、当該画像の用途及び機能についても認定する。

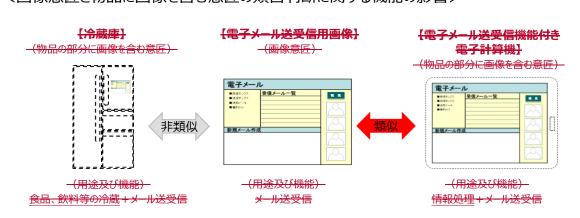
審査官は、上記の認定に基づいて、両意匠の用途及び機能の類否を判断する。その際、意匠の類似は、対比する意匠同士の意匠に係る物品等の用途及び機能が同一又は類似であることを前提とするが、それらの詳細な用途及び機能を比較した上でその類否を決する必要はないことから、具体的な物品等に表された形態形状等の価値を評価する範囲において、用途(使用目的、使用状態等)及び機能に共通性があれば、両意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能が類似すると判断する。

一般に、意匠に係る物品等の用途及び機能に相違があるとしても、その相違が物品等の形態形状等上の特徴として現れないなど、意匠に係る物品等の用途及び機能を総合的に判断した場合に考慮し得ないものである場合には、意匠に係る物品等は類似すると判断する。

画像意匠同士の用途及び機能の類否判断を行う際は、審査官は、物品等の部分に画像を含む意匠における場合のように、それらが表示される物品等の用途及び機能を考慮する必要がない。

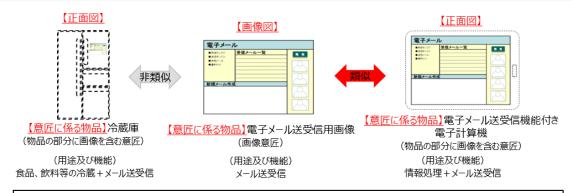
一方、画像の用途及び機能が共通する場合であっても、比較の対象となる意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能を総合的に判断した場合に、当該画像の用途及び機能以外に明らかに異なる使用目的を含むなど、考慮すべき他の用途及び機能がある場合は、意匠に係る物品等は類似しないと判断する。

く画像意匠と物品に画像を含む意匠の類否判断に関する機能の影響>



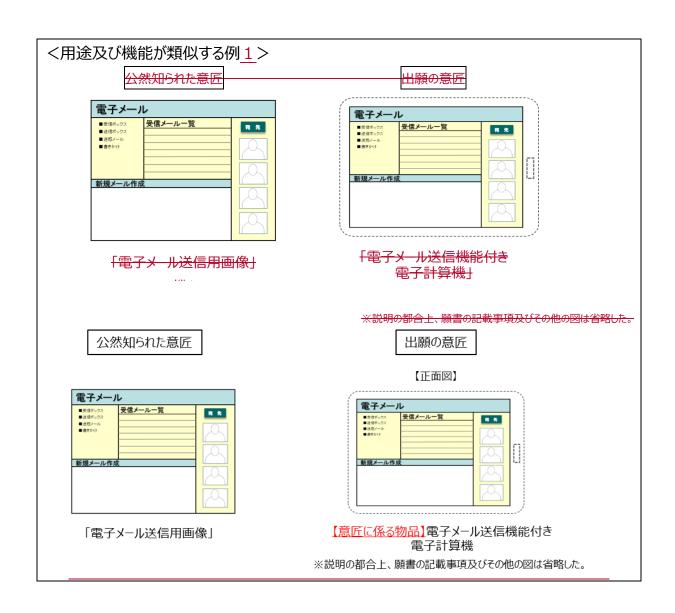
「電子メール送受信機能付き電子計算機」の用途及び機能は、電子メール送受信機能に加え情報処理機能を持つものであるが、情報処理機能自体は種々の物品に付加されることが多い一般的な機能であり、かつ、物品の外観上の特徴として表れない機能であることから、意匠全体の用途及び機能を比較する場合にほとんど影響を与えないものである。よって、当該画像を表示させているときの「電子メール送受信機能付き電子計算機」の用途及び機能は「電子メール送受信用画像」の用途及び機能と比較すると、両者の共通性が情報処理機能の有無の違いよりも大きいことから、両意匠の用途及び機能は類似するものと判断する。

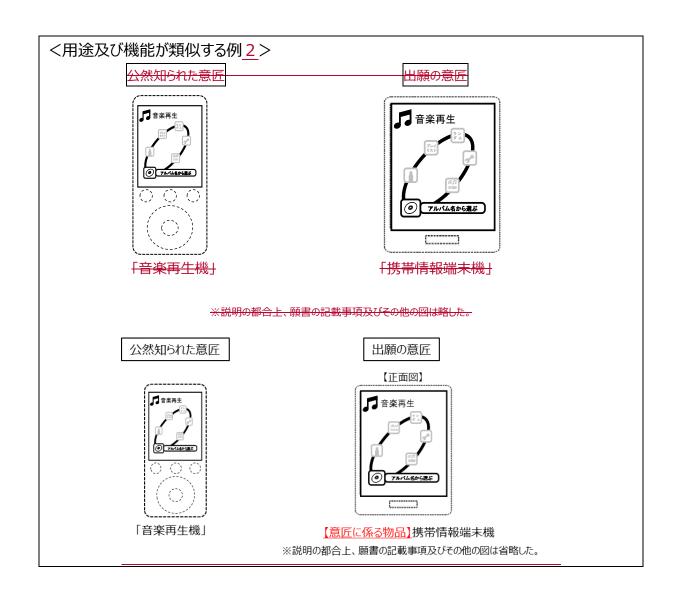
一方、「電子メール送受信機能付き冷蔵庫」の画像部分のみを意匠登録を受けようとする部分とする意匠と、「電子メール送受信用画像」の画像意匠とを比較する場合、「冷蔵庫」にはメール送受信機能に加え、食品等を保管し冷蔵するという冷蔵庫としての用途及び機能も有しており、当該用途及び機能は外観上にも顕著に現れている。このため、「電子メール送受信用画像」の用途及び機能の共通性に比べ、冷蔵庫としての機能の有無の違いが大きいことから、両意匠は類似しないものと扱う(※なお、創作非容易性、拡大した先願の地位、先願の規定が適用可能か否かは別途判断する)。



「電子メール送受信機能付き電子計算機」の用途及び機能は、電子メール送受信機能に加え情報処理機能を持つものであるが、情報処理機能自体は種々の物品に付加されることが多い一般的な機能であり、かつ、物品の外観上の特徴として表れない機能であることから、意匠全体の用途及び機能を比較する場合にほとんど影響を与えないものである。よって、当該画像を表示させているときの「電子メール送受信機能付き電子計算機」の用途及び機能は「電子メール送受信用画像」の用途及び機能と比較すると、両者の共通性が情報処理機能の有無の違いよりも大きいことから、両意匠の用途及び機能は類似するものと判断する。

一方、「電子メール送受信機能付き冷蔵庫」の画像部分のみを意匠登録を受けようとする部分とする意匠と、「電子メール送受信用画像」の画像意匠とを比較する場合、「冷蔵庫」にはメール送受信機能に加え、食品等を保管し冷蔵するという冷蔵庫としての用途及び機能も有しており、当該用途及び機能は外観上にも顕著に現れている。このため、「電子メール送受信用画像」の用途及び機能の共通性に比べ、冷蔵庫としての機能の有無の違いが大きいことから、両意匠は類似しないものと扱う(※なお、創作非容易性、拡大した先願の地位、先願の規定が適用可能か否かは別途判断する)。





<用途及び機能が類似する例3>

公然知られた意匠

「パスワード入力用画像」

【意匠に係る物品等の説明】

(略) 略) 入退室管理の際のパス ワード入力画像である。

公然知られた意匠



「入退室管理機の パスワード入力用画像」

出願の意匠



「電話番号入力用画像」

【意匠に係る物品等の説明】

<u>(略) (略) 通話する際の電話番号を入力するための画像である。</u>

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

出願の意匠

【画像図】

KIM IOAM Z				
	1	2	3	
	4	5	6	
モード	7	8	9	
切替	*	0	#	
Call				

【意匠に係る物品】電話番号入力用画像

【意匠に係る物品の説明】(略)画像図に表された画像は、通話する際の電話番号を入力するためのものである。

<用途及び機能が類似する例>

公然知られた意匠



「商品在庫確認用画像」

【意匠に係る物品等の説明】

(略)複数の縦長四角形状部は、 商品の種類を表した**商品選択ボタン**であり、押すことで当該商品の在庫 数を表す画面が表示される。

出願の意匠



「会議室予約用画像」

【意匠に係る物品等の説明】

一(略)複数の縦長四角形状部は各会議室を表した会議室選択ボタンであり、押すことで当該会議室の予約状況を表す画面が表示される。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

<用途及び機能が類似する例4>

公然知られた意匠



「商品在庫確認用画像」

(説明)

複数の縦長四角形状部は、商品の種類 を表した商品選択ボタンであり、押す ことで当該商品の在庫数を表す画面が 表示される。

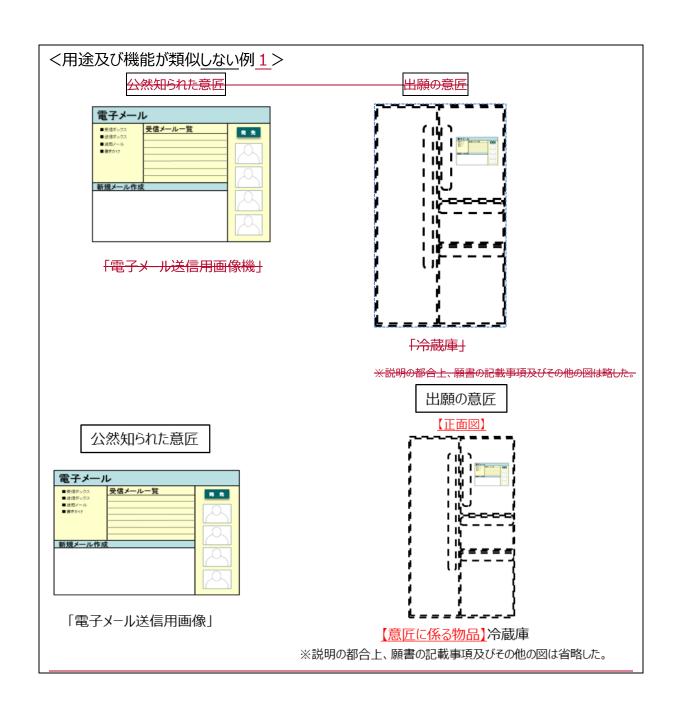
出願の意匠

【画像図】



【意匠に係る物品】会議室予約用画像

【意匠に係る物品の説明】(略)複数の縦長四角形状部は各会議室を表した会議室選択ボタンであり、押すことで当該会議室の予約状況を表す画面が表示される。



<用途及び機能が類似しない例2>

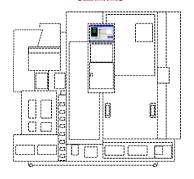
公然知られた意匠

出願の意匠

【意匠登録を受けようとする部分の部分拡大図】



(正面図)



「マシニングセンタ」 (切削加工内容の設定を 行うための画像)

加工設定

| MIT 19 | MIT

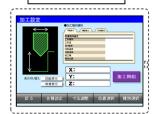
「マシニングセンタ制御機能付き 電子計算機」

- (切削加工内容の設定を行うための画像)-

対比する両意匠の画像の用途及び機能が共通する場合であっても、付加機能を有する電子計算機 (例、マシニングセンタ制御機能付き電子計算機)が、他の物品(例、マシニングセンタ)と同一又は類似の用途及び機能を実現するために、電子計算機が通常有する以外のハードウェア(例、切削加工のための機構)を必要とする場合には、両意匠の意匠に係る物品は非類似と判断する。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は略した。

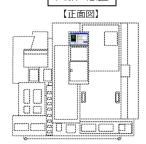
公然知られた意匠



「マシニングセンタ制御機能付き 電子計算機」 (切削加工内容の設定を行うための画像)

対比する両意匠の画像の用途及び機能が共通する場合であっても、付加機能を有する電子計算機(例、マシニングセンタ制御機能付き電子計算機)が、他の物品(例、マシニングセンタ)と同一又は類似の用途及び機能を実現するために、電子計算機が通常有する以外のハードウェア(例、切削加工のための機構)を必要とする場合には、両意匠の意匠に係る物品は非類似と判断する。

出願の意匠

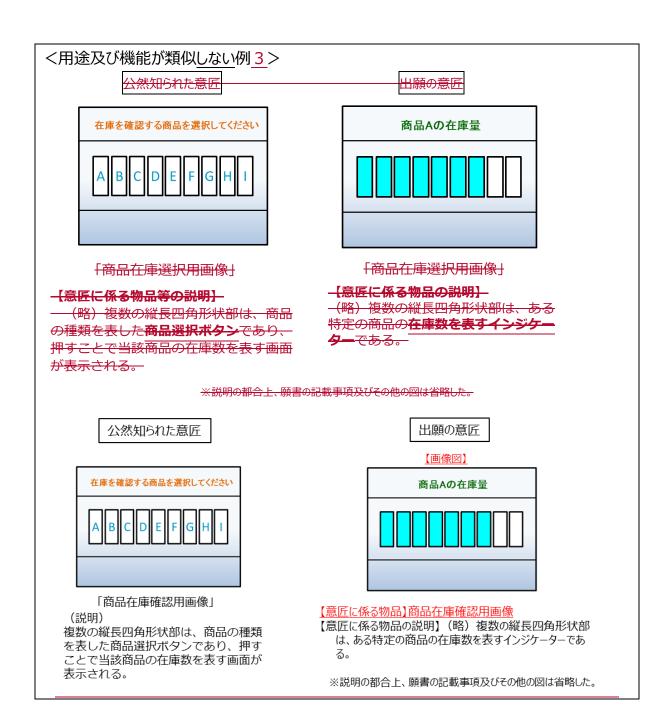


【意匠登録を受けようとする部分の部分拡大図】



【意匠に係る物品】マシニングセンタ

【意匠に係る物品の説明】(略) 意匠登録を受けようと する画像は、切削加工内容の設定を行うための画 像である。



6.3.3.2 両意匠の意匠登録を受けようとする部分の用途及び機能が同一又は類似であること

意匠登録出願された意匠の類否判断を行う場合は、物品全体、画像全体又は建築物全体同士の用途及び機能を比較するだけでなく、意匠登録出願された意匠の意匠登録を受けようとする部分についての用途及び機能が同一又は類似でない場合は、両意匠は類似しないものと扱う。

例えば、「電子メール送受信機能付き冷蔵庫」の画像部分のみの部分意匠と、物品全体について意匠登録を受けようとする全体意匠とした場合、前者の意匠登録を受けようとする部分の用途及び機能は電子メール送受信機能であるが、後者の意匠登録を受けようとする部分(すなわ

ち物品全体)は、電子メール送受信機能及び食品等を保管する冷蔵庫としての用途及び機能も含んでいる。このため、この場合い、両意匠の意匠登録を受けようとする部分の用途及び機能が類似しないことから、両意匠は類似しない。

6.3.3.2 両意匠の意匠登録を受けようとする画像及び物品等の部分の形態形状等が同一又は類似であること

画像は物品を離れたものであり、形態形状等を有するのもではないが、実際には物品等の表示部に示されるか、壁や地面等に投影されることで具現化されるものであるので、物品等の形態形状等の類否判断と同様に、類否判断を行う。

この時、「画像図」一図で表された画像については平面的な画像として、「画像〇〇図」という図を用いることで立体的な画像として類否判断を行う。

6.3 創作非容易性を有すること(容易に創作できたものでないこと)

6.3.1 画像を含む意匠の創作非容易性の判断主体

画像を含む意匠について、その意匠の属する分野における通常の知識を有する者とは、意匠 登録出願の時に、画像<u>を含むの</u>意匠(画像の用途及び機能、並びに、その形状、模様若しくは 色彩又はこれらの結合)に関し、通常の知識を有する者をいう。

物品の一部としての画像を含む意匠の場合は、上記の知識に加えて、意匠に係る物品を製造、販売する業界の意匠に関する通常の知識をも有する者が該当する。

また、建築物の一部としての画像を含む意匠の場合は、上記の知識に加えて、建築物を建築、販売する業界の意匠に関する通常の知識をも有する者が該当する。

6.3.2 画像を含む意匠の創作非容易性の判断に係る基本的な考え方

創作非容易性の判断に係る基本的な考え方については、「第Ⅲ部第3章 創作非容易性 3. 創作非容易性の判断に係る基本的な考え方」を参照されたい。

6.3.2.1 画像を含む意匠の分野におけるありふれた手法の例

審査官は、出願された意匠が、出願前に公知となった構成要素や具体的な態様を基本として創作されたものであると判断した場合、その意匠の属する分野における「ありふれた手法」により創作されたものか否かを検討する。

多くの画像を含む意匠に共通する主な「ありふれた手法」の例は以下のとおりであるが、審査官は、出願された意匠について、当該意匠の属する分野の創作の実態に照らして検討を行う。

(a) 置き換え

意匠の構成要素の一部を他の意匠等に置き換えることをいう。

(b) 寄せ集め

複数の既存の意匠等を組み合わせて、一の意匠を構成することをいう。

(c) 配置の変更

意匠の構成要素の配置を、単に変更することをいう。

(d)構成比率の変更

意匠の特徴を保ったまま、大きさを拡大・縮小したり、縦横比などの比率を変更することをいう。

(e) 連続する単位の数の増減

繰り返し表される意匠の創作の一単位を、増減させることをいう。

(f)物品等の枠を超えた構成要素の利用・転用 既存の様々なものをモチーフとし、ほとんどそのままの画像に利用・転用することをいう。

(g) フレーム分割態様の変更

画像がいくつかのフレームに分かれているものであるときに、その分割態様をありふれた範囲、 比率の範囲内で変更することをいう。

(h) まとまりある区画要素の削除

画像がいくつかのまとまりある区画要素に分かれているときに、そのまとまりある区画要素単位で削除することをいう。

- (i) 既存の変化態様の付加
- (i) (a) ないし(h) のありふれた手法の単なる組合せ

6.3.2.2 画像を含む意匠の分野における軽微な改変の例

審査官は、上記 6.3.2.1 の判断に関し、出願された意匠において、出願前に公知となった構成要素や具体的態様がありふれた手法などによりそのままあらわされているのではなく、それらの構成要素や具体的態様に改変が加えられた上であらわされている場合は、当該改変が、その意匠の属する分野における「軽微な改変」に過ぎないものであるか否かを検討する。

画像を含む意匠の場合の「軽微な改変」の例は以下のとおりであるが、審査官は、出願された意匠について、当該意匠の属する分野の創作の実態に照らして検討を行う。

(a) 矩形角部の隅丸化、立体を模した陰影の付加、構成要素間の隙間の設置、隙間の幅の変更、プルダウン化など、細部の造形の変更

- (b) 区画ごとの単純な彩色、要求機能に基づく標準的な彩色など、色彩の単純な付加
- (c) (a) 及び(b) のよく見られる改変の単なる組合せ

6.3.2.3 当業者の立場から見た意匠の着想や独創性について

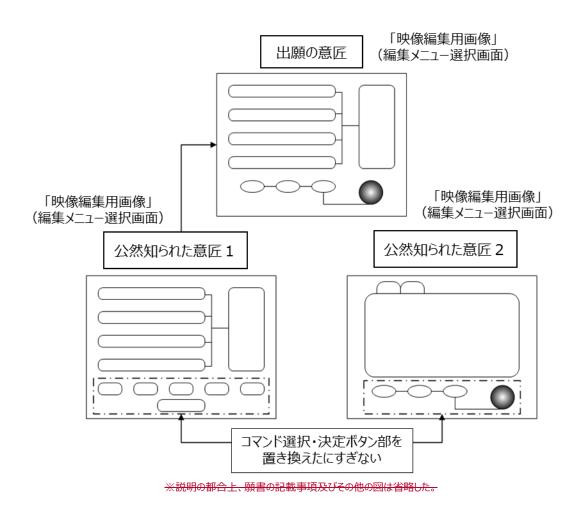
当業者の立場から見た意匠の着想や独創性については、「第Ⅲ部第3章 創作非容易性 4.3 当業者の立場から見た意匠の着想や独創性について」を参照されたい。

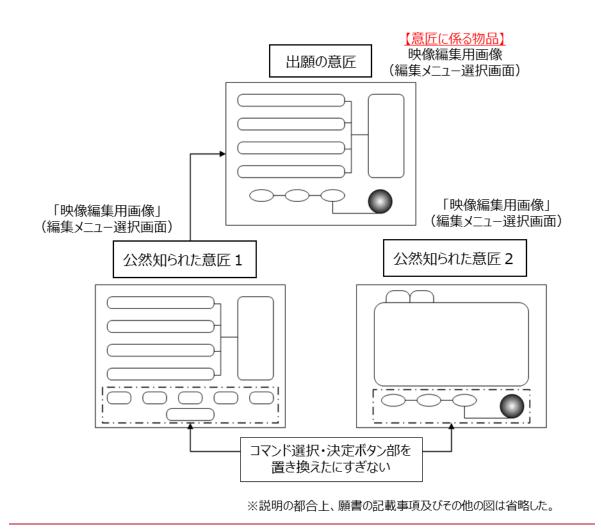
6.3.2.4 創作容易な意匠の事例

以下に示す各事例は、いずれも出願意匠が新規性を有するものと仮定した場合における、創作非容易性の判断手法を模式的に表したものである。

(1) 置き換えにより容易に創作された意匠の例

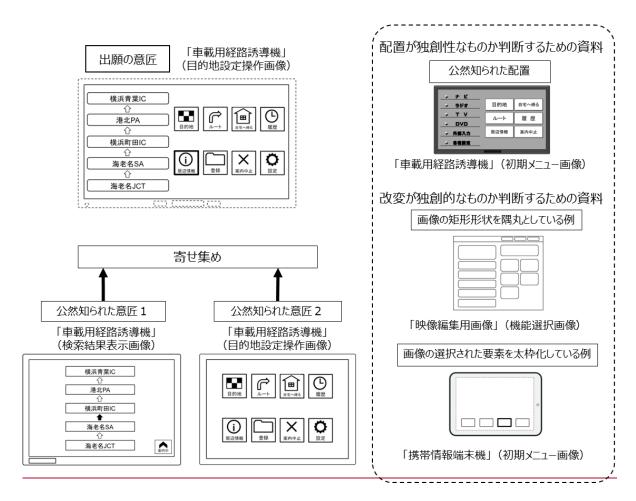
公然知られた画像の一部を、他の画像の一部にそのまま置き換えて、一つの画像を構成したにすぎないものであり、その置き換えられた画像(及び、改変が加えられた場合は、その改変)についても独自の創意工夫に基づく当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が認められないものは、容易に創作できたものと認められる。



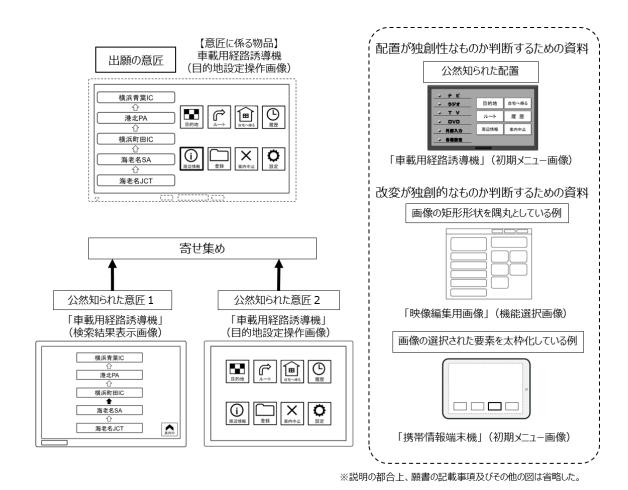


(2) 寄せ集めにより容易に創作された意匠の例

公然知られた複数の画像を寄せ集めて、一つの画像を構成したにすぎない画像であり、その寄せ集められた画像(及び、改変が加えられた場合は、その改変)についても<u>独自の創意工夫に基づく当業者の立場からみた意匠の着想や</u>独創性が認められないものは、容易に創作できたものと認められる。

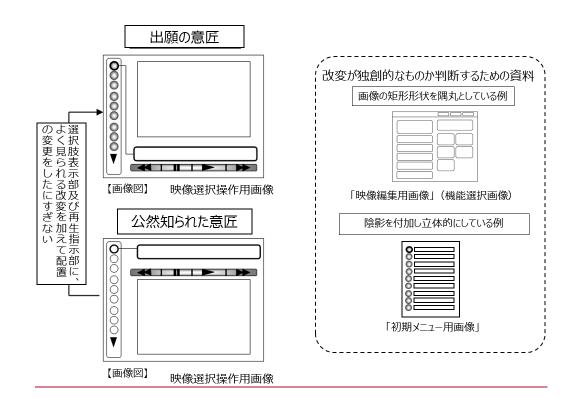


※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。



(3) 配置の変更により容易に創作された意匠の例

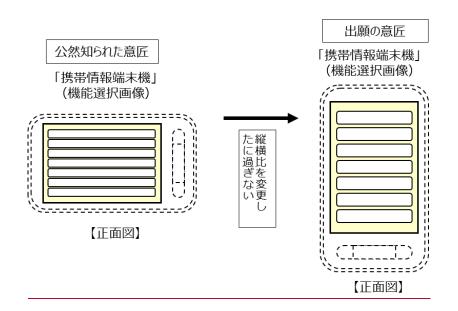
公然知られた画像の配置を変更しただけにすぎない画像であり、その配置(及び、改変が加えられた場合は、その改変)についても独自の創意工夫に基づく当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が認められない意匠は、容易に創作できたものと認められる。





(2) 構成比率の変更により容易に創作された意匠の例

公然知られた複数の画像の構成比率を変更して、一つの画像を構成したにすぎない画像であり、その構成比率(及び、改変が加えられた場合は、その改変)についても独自の創意工夫に基づく当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が認められない意匠は、容易に創作できたものと認められる。



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

出願の意匠

公然知られた意匠

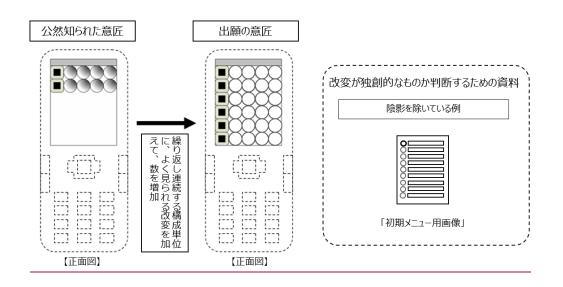
た縦にで横にで横に過じます。
(機能選択画像)

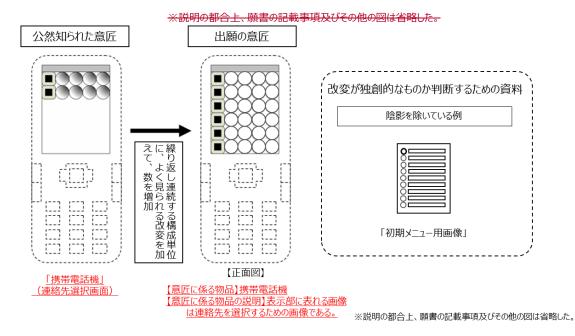
(機能選択画像)

【意匠に係る物品】
携帯情報端末機

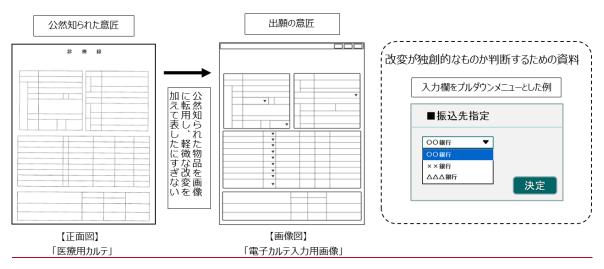
(5)連続する単位の数の増減により容易に創作された意匠の例

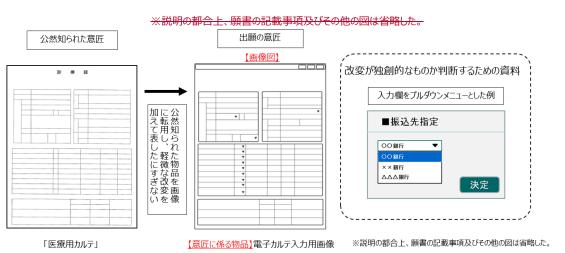
公然知られた連続する画像の繰り返しの数を増減させ、一つの画像であり、その繰り返しの数(及び、改変が加えられた場合は、その改変)についても<u>独自の創意工夫に基づく当業者の立場からみた意匠の着想や</u>独創性が認められないものは、容易に創作できたものと認められる。





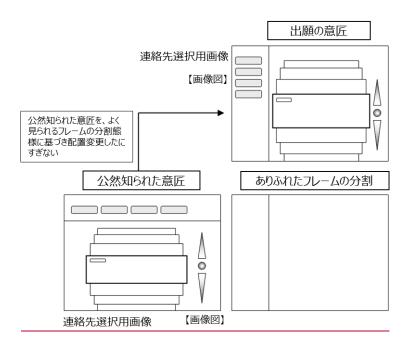
(6) 物品等の枠を超えた構成の利用・転用により容易に創作された意匠の例 公然知られた物品をそのまま画像に転用したにすぎないものについては、(改変が加えられた場合は、その改変) についても独自の創意工夫に基づく当業者の立場からみた意匠の 着想や独創性が認められない場合ものは) 容易に創作できたものと認められる。





(7) フレーム分割態様の変更により容易に創作された意匠の例

公然知られた画像のフレーム分割態様を、よく見られる他のフレーム分割態様に基づき配置変更したにすぎない画像であり、その変更された画像(及び、改変が加えられた場合は、その改変)についても独自の創意工夫に基づく当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が認められないものは、容易に創作できたものと認められる。



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。
出願の意匠
「画像図」
「意匠に係る物品」連絡先選択用画像

公然知られた意匠

公然知られた意匠

な然知られた意匠

ありふれたフレームの分割

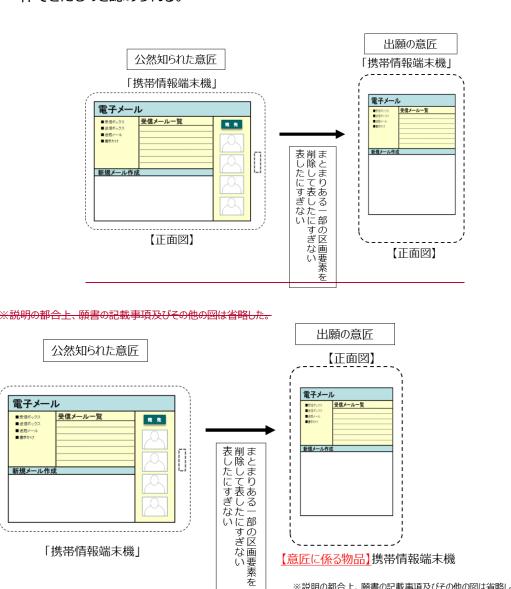
「連絡先選択用画像」

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

)_よく見られるフレームの分割態様の例≥

(8) まとまりある区画要素の削除により容易に創作された意匠の例

公然知られた画像のまとまりある区画要素を削除した画像は、その削除に伴う配置 の変更(及び、改変が加えられた場合は、その改変)についても独自の創意工夫に 基づく当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が認められないものは、容易に創 作できたものと認められる。

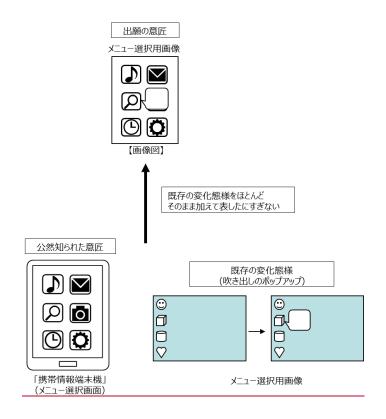


「携帯情報端末機」

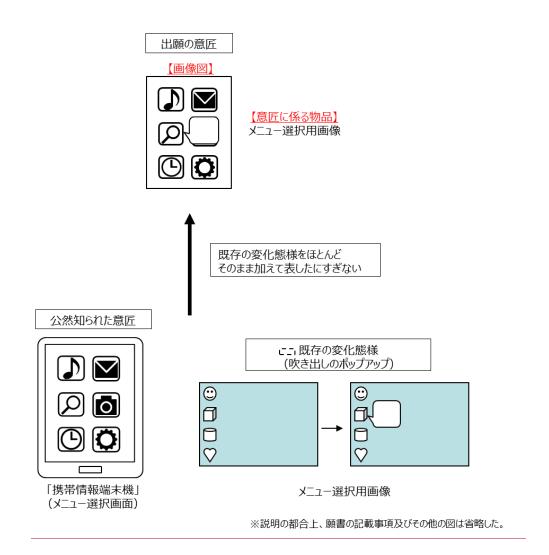
【意匠に係る物品】携帯情報端末機

(9) 既存の変化態様の付加により容易に創作された意匠の例

公然知られた<mark>複数の</mark>画像に、既存の変化態様を付加したにすぎない画像であり、その変化態様が付加された画像(及び、改変が加えられた場合は、その改変)についても<u>独自の創意工夫に基づく当業者の立場からみた意匠の着想や</u>独創性が認められないものは、容易に創作できたものと認められる。



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。



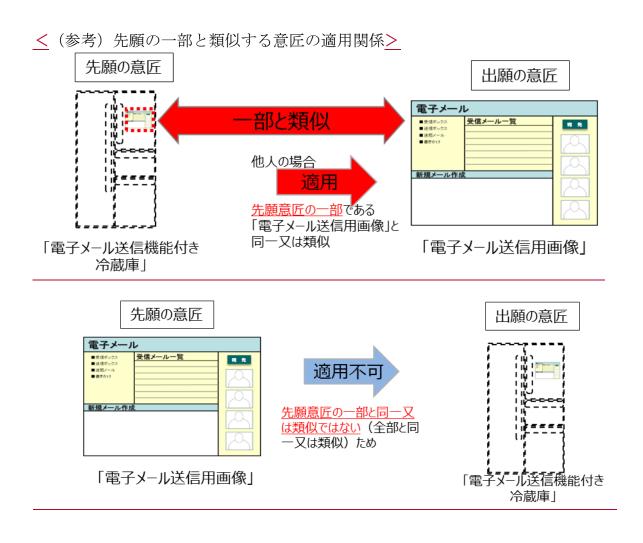
6.3.3 変化する画像の創作非容易性の判断

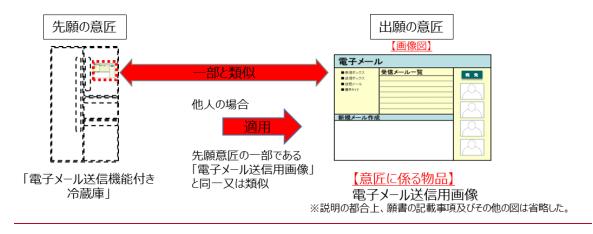
画像を含む意匠において、その画像が変化する場合、その創作非容易性の判断は、変化の前後を示す各画像が、当該意匠登録出願前に公知となった資料に基づいて当業者が容易に創作することができたものであるか否かを判断すると共に、変化の態様についても当業者が容易に創作することができたものか否かを判断することにより行う。すなわち、以下の(1)又は(2)の場合には、出願の意匠は容易に創作できたものとは認められない。なお、複数の画像が含まれている場合に、それら画像が一の変化する画像と認められるか否かについては、●. ●参照。

- (1)変化の前後を示す画像のいずれかが、当業者にとって容易な創作とはいえないものである場合
- (2)変化の態様が当業者にとって容易な創作とはいえない場合

6.4 先願の一部と同一又は類似する意匠ではないこと

先願の意匠の一部と同一又は類似するかについて、原則一般的な先願の一部と同一又は類似する意匠ではないことの判断基準に従う(●. ●. ●参照)。物品の部分として画像を含む意匠が先願で、その画像部分と類似する画像意匠が後願で出願された場合、先願の(物品の部分として画像を含む)意匠と後願の(画像)意匠が類似しない場合であっても本規定を適用する(意匠が類似する場合であっても適用を妨げるものではない)。一方、画像意匠が先願で、その画像意匠と類似する画像部分について意匠登録を受けようとする部分とする、物品の部分として画像を含む意匠が出願された場合は、意匠登録を受けようとする画像を比較した場合であっても、先願の一部ではなく全部と類似といえることから、本規定は適用しない。







※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。 ※後願も登録されるが、意匠法第26条の規定により先願意匠の意匠権者の許諾がなければ意匠権の実施ができない。

7. 先願の意匠と類似するものでないこと

先願の意匠の類否判断についても、新規性(<u>6</u>4.2.2 画像を含む意匠の類否判断手法) と同様に行う。ただし、先願の規定は破線部分を含め開示された意匠を考慮するが、先願の規 定の判断の際は、意匠登録を受けようとする部分同士で先願の意匠と後願の意匠間又は同日 に出願された複数の意匠間の類否判断を行う。

また、出願人(複数の出願人による共同出願である場合は全ての出願人)が同一であって、 要件を満たす場合(詳細については第●部参照)は、先願(同日の場合はいずれか)の意匠 を本意匠とし、後願の意匠(同日の場合は本意匠以外の意匠)を関連意匠とすることで、いず れの意匠も登録することができることから、審査官は拒絶理由を通知する際や協議指令書におい てその旨を記載する。